

共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞表彰基準（案）

（趣旨）

第1 この基準は、ボランティア活動に関して継続的な取組や先進的取組などを行う企業・団体等に対し、共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞（以下「知事賞」という。）を贈って、これを表彰することにより、多様な立場の都民や団体が互いに支え合う共助社会づくりの実現に向けて、ボランティア活動推進の機運醸成を図るため、必要な事項を定める。

（被表彰者の区分）

第2 知事は、次に掲げる区分により、東京都の区域内に事務所を置く企業・団体等（以下、「団体等」という。）のうち、ボランティア活動に関して顕著な功績を示し、他の団体等の模範となるような取組を行う者に対して、知事賞を贈呈することができる。

- （1）企業
- （2）教育機関
- （3）その他民間団体（特定非営利活動法人、公益団体、町会・自治会等）

2 第2 1の贈呈は、（1）及び（2）については各一程度、（3）については一ないし二程度の者に対して行う。

3 第2 1及び2にかかわらず、知事は、必要に応じて、各区分ごとに一ないし二程度の者に対して、特別賞を贈呈することができる。

（表彰の対象）

第3 表彰の対象となる者は、次に掲げる（4）から（11）までの視点のいずれかに該当する取組を行い、共助社会づくりの推進に大きく寄与する者とする。ただし、（1）から（3）までの要件を全て満たす者に限る。

- （1）都内で活動又は支援を行っている
- （2）長期間（10年程度を目安として）継続し、現在も行っている
- （3）他の団体の模範となる
- （4）より多くの都民にボランティア活動の場を提供している
- （5）多様な主体と連携している
- （6）柔軟に発想しながら創意工夫し、活動している
- （7）従業員等の専門性を活かしている
- （8）従業員等が活動に参加しやすいよう取組を行っている
- （9）短時間で気軽に実施できるメニューを開発し、実施している
- （10）第三の居場所を創出し、活動を行っている。
- （11）その他共助社会づくりの推進に寄与する取組を行っている。

2 第3 1にかかわらず、法令等に関し重大な違反があり、その他法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと知事が判断する者は、表彰の対象としない。

(表彰候補者の推薦)

第4 東京都ボランティア活動推進協議会の構成団体及び東京都ボランティア活動推進協議会に設置される分科会、部会の構成団体(以下「推薦者」という。)は、表彰候補者があるときは、その業績を精査し、知事へ推薦することができる。ただし、知事が必要と認めるときは、推薦者以外の者から、推薦を受けることができる。

2 推薦に当たり、推薦者は、次に掲げる書類各1部を知事に提出するものとする。

- (1) 東京都社会貢献表彰推薦書
- (2) 団体等の定款、寄付行為又はこれに類する規約等
- (3) 団体等の沿革や概要が分かる書類
- (4) 団体等の取組の概要が分かる書面やパンフレット

(被表彰者の決定)

第5 知事は、第4の規定により推薦を受けた者を審査し、被表彰者を選定する。

2 知事は審査を行うに当たり、共助社会づくりを進めるための検討会(以下「検討会」という。)の意見を聴くものとする。

3 意見の公正を図るため、表彰候補者と利害関係を有する検討会の委員は、当該案件に関する意見の作成に参加することはできない。

(贈呈)

第6 表彰は、書状をもって贈呈するものとし、知事が必要があると認めるときは、書状に添えて副賞を贈呈することができる。

(その他)

第7 知事賞の贈呈に関しては、この基準に定めるもののほか、生活文化局知事名による賞状及び感謝状の贈呈基準(平成5年4月12日付4生文総総第1598号)の定めるところによる。

附 則

この基準は、平成28年8月 日から適用する。